



図表2 勤続25年のサラリーマンが1500万円を受け取る場合（所得控除なしで計算）

### 1. 退職所得の場合の税金計算

〈退職所得〉  $1,500万円 - \{800万円 + 70万円 \times (25年 - 20年)\} \times 1/2 = 175万円$

〈所得税額〉  $175万円 \times 5\% = 87,500円$

### 2. 給与所得の場合の税金計算 ※

〈給与所得〉  $1,500万円 - (1,500万円 \times 5\% + 170万円) = 1,255万円$

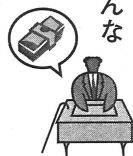
〈所得税額〉  $1,255万円 \times 33\% - 1,536,000円 = 2,605,500円$

### 3. 差額

$2,605,500円 - 87,500円 = 2,518,000円$

※平成24年度の改正により、給与所得控除額に上限が設定されました。この改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます。詳細は29ページ～30ページをご参照下さい。

退職所得にはこんな税金がかかる



- ③ 執行役員就任に伴う退職金  
執行役員に就任した社員に対し、就任までの退職金を支払う場合で、例えば退任後は再雇用が保障されていない、報酬や服務規律等は役員に準じている等のケースに該当する場合
- ④ 役員の分掌変更等の場合の退職金  
役員の分掌変更（権限や責任が変わること）等によって、職務の内容や地位が激変した際（常勤役員が非常勤役員になる、取締役が監査役になるなど）に、分掌変更等までの退職金を支払う場合
- ⑤ 定年退職金  
定年に達した後、引き続き勤務する社員に対し、定年までの退職金を支払う場合

## Lesson 3

### 役員退職金の税務取扱いはこうなっている

役員退職金は支給額が高額になることが多いため、支払う法人側、受け取る個人側それぞれに税務上特別な取扱いが設けられています。LESSON 3では、これらの取扱いについて解説していきます。

退職所得の個人課税は優遇されている



退職金や退職手当のように、会社を退職したことによって勤務先から支払われる給与等は税務上「退職所得」と呼ばれます。「退職所得」は、過去の長期間にわたる勤労の対価の後払いや退職後の生活保障という性質があるた

め、通常の給料や賞与などの「給与所得」に比べて税負担が著しく軽くなっています。例えば勤続25年のサラリーマンが会社から1500万円の支給を受ける場合、「退職所得」の方が「給与所得」に比べて所得税だけでも200万円以上税負担が軽くなります（次ページ図表2参照）。

このように退職所得は、税負担が著しく軽減されるため、これに該当するかどうかの判断は非常に重要です。原則は、退職金や退職手当など退職に伴って一時に受け取る給与等が該当しますが、それ以外に「打切り支給」の退職金も含まれます。打切り支給の退職金とは、引き続き勤務するものの、いったん退職したと考えると会社等から役

員や社員に一時に支給される退職金のことです。その役員や社員が実際に退職する際の退職金は、支給済みの勤続期間を一切加味しないで計算します。打切り支給は退職の事実がありませんが、次に該当する場合は退職所得として取り扱われます。

- ① 退職給与規定等の制定等に伴う退職金  
新たな退職給与規定を制定する、確定拠出年金に制度移行するため改正するなどの理由で、制定・改正前の退職金を支払う場合
- ② 役員昇格に伴う退職金  
役員に昇格した社員に対し、昇格までの社員としての退職金を支払う場合





次に退職所得にかかる個人の税金について見ていきましょう。

(1) 所得税

図表2で見たとおり、退職所得の金額は、その年中に支払いを受ける退職手当等の収入金額から、その人の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とすることとされています。また他の所得（不動産所得や雑所得など）がある場合でも合算しない（分離課税）ため、累進課税による税負担が抑えられます。

(2) 住民税

退職所得の計算方法は住民税（分離課税）にかかる所得割）も同様となります。また、税率は10%（都道府県民税4%、市区町村民税6%）から1/10

を控除した9%となります（\*）。\*平成25年1月1日以後に支払われる退職金については、1/10の控除が廃止されます。詳細は後述します。

(3) 源泉徴収と納付

退職所得にかかる税金（所得税・住民税）は、退職金等を支給する会社が支給の際に退職金等から天引きして徴収し、国や地方に納付することとなります。なお、原則、源泉徴収によって納税済みとなるため基本的には確定申告は必要ありません。しかし、次の場合には支給を受けた本人自らが確定申告を行なうこととなります。

- ① 「退職所得の受給に関する申告書」を会社に提出しなかった場合
- ② 他の所得で損失が生じていて退職所得と損益通算する場合
- ③ 前年からの繰越損失額を退職所得

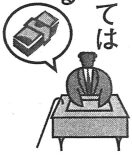
から繰越控除する場合  
④ 他の所得から控除しきれない所得控除額を退職所得から差し引く場合  
⑤ 他の所得にかかる税額から控除しきれない税額控除額を退職所得にかかる税額から差し引く場合

退職金への法人課税はこうなる



次に、退職金を支給した法人の課税について見てみましょう。会社が退職する役員等に支給する退職金等（以下「退職給与」といいます）は原則、全額が損金（＝税務上の経費）となります。ただし、会社が支給した退職給与のうち、不相当に高額な部分の金額は損金になりません。相当と認められる退職給与の金額は、実務上、次の算式で計算するのが一般的です。

役員退職金については税制が改正される



役員への退職金等に関する税制については、今後以下のような改正がありますので、注意が必要です。

1. 特定役員等に対する退職金の1/2課税の廃止

平成24年度の税制改正により、勤続年数5年以下の役員等に対する退職金（特定役員退職手当等）については、退職手当等から退職所得控除額を控除した残額のすべてに課税されることとなります（次ページ図表3参照）。対象となる「特定役員」は①法人税法に規定する役員、②国会議員及び地方公共団体の議会の議員、③国家公務員及び地方公務員です。公務員の「天下

相当と認められる退職給与の金額にその役員の退職時報酬月額×勤続期間×

功績倍率

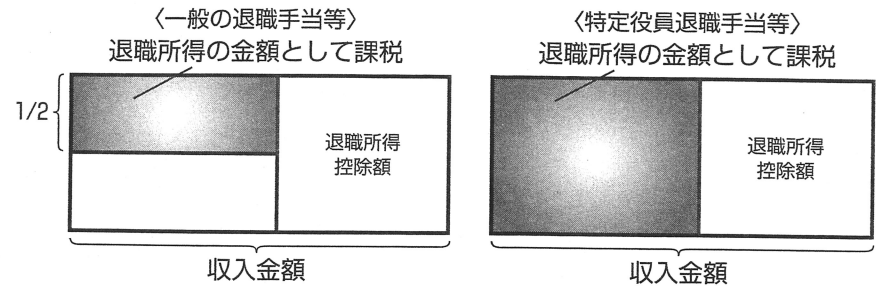
LESSON2でも解説したように、功績倍率については、代表取締役など貢献度の大きい役員は2・0倍、3・0倍程度、それ以外の役員の場合には1・0倍、2・0倍程度を設定されている会社が多いようですが、事業の種類や規模によってはもっと大きな数値

でも認められる場合があります。

また、創業社長など会社に多大な功績のある役員の場合は、功労加算金（退職慰労金の3割を超えない範囲が目安です）を支給することも認められます。

経営状態が不安定であること等により退職時の役員報酬が低額または減額されている場合でも、本来支給を受けべき報酬の額に基づいて退職給与の額を計算することができます。

図表3 特定役員等に対する1/2課税の廃止



図表4 勤続3年の役員が退職金500万円を受け取る場合の税金

(復興特別所得税を除く)

1. 平成24年12月31日までに支払いを受ける場合  
 〈退職所得〉(500万円-40万円×3年)×1/2=190万円  
 〈所得税額〉190万円×5%=95,000円  
 〈住民税額〉190万円×(10%-10%×10%)=171,000円  
 〈合計税額〉95,000円+171,000円=266,000円

2. 平成25年1月1日以降に支払いを受ける場合  
 〈退職所得〉500万円-40万円×3年=380万円 ← 1/2課税が廃止  
 〈所得税額〉380万円×20%=76,000円  
 〈住民税額〉380万円×10%=380,000円 ← 10%控除が廃止  
 〈合計税額〉76,000円+380,000円=456,000円

「り」に対する規制だけでなく、勤続期間が短い会社役員も対象となります。この改正は平成25年分以後の所得税について適用されます。また個人住民税は、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等について適用されます。

2. 退職金にかかる住民税1/10控除の廃止

平成25年1月1日以後に支払われるすべての退職手当等にかかる住民税については、10%の税額控除が廃止されます。したがって、平成25年1月1日以後に支払われる勤続年数5年以下の特定役員等に対する退職手当等については、図表4のように2つの改正が実施されることとなります。

税理士 平井満広